

介護報酬の算定構造

介護サービス

 : 令和6年6月改定箇所

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 訪問介護費
- 2 訪問入浴介護費
- 3 訪問看護費
- 4 訪問リハビリテーション費
- 5 居宅療養管理指導費
- 6 通所介護費
- 7 通所リハビリテーション費
- 8 短期入所生活介護費
- 9 短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
 - ニ (削除)
 - ホ 介護医療院における短期入所療養介護費
- 10 特定施設入居者生活介護費
- 11 福祉用具貸与費

II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

III 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護福祉施設サービス
- 2 介護保健施設サービス
- 3 (削除)
- 4 介護医療院サービス

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

1 訪問介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注									
訪問介護費又は共生型訪問介護費	イ 身体介護 (1) 20分未満 (163単位) (2) 20分以上30分未満 (244単位) (3) 30分以上1時間未満 (387単位) (4) 1時間以上 (567単位に30分を増すごとに +82単位)	-1/100	-1/100	併帯時間が20分から起算して25分を増すごとに+82単位(195単位を限度)	2人の訪問介護員等による場合	夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合	特定事業所加算	共生型訪問介護を行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問介護加算								
ロ 生活援助	(1) 20分以上45分未満 (179単位) (2) 45分以上 (220単位)													+25/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	特定事業所加算(I) +20/100 特定事業所加算(II) +10/100 特定事業所加算(III) +10/100 特定事業所加算(IV) +3/100	指定居宅介護事業所で障害者等支援研修施設等による場合 ×30/100 指定居宅介護事業所が重度訪問介護従事者養成研修1等以上を行う場合 ×70/100 指定居宅介護事業所が重度訪問介護従事者養成研修2等以上を行う場合 ×85/100 指定居宅介護事業所が指定重度訪問介護事業所が行う場合 ×93/100	+15/100	+10/100	+5/100	1回につき +100単位
ハ 通院等乗降介助	(1回につき 97単位)																				
ニ 初回加算	(1月につき +200単位)																				
ホ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(I) (1月につき +100単位) (2) 生活機能向上連携加算(II) (1月につき +200単位)																				
ヘ 口腔連携強化加算	(1回につき +50単位(1月に1回を限度))																				
ト 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(I) (1日につき +3単位) (2) 認知症専門ケア加算(II) (1日につき +4単位)																				
チ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位数×245/1000) (2) 介護職員等処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位数×224/1000) (3) 介護職員等処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位数×182/1000) (4) 介護職員等処遇改善加算(IV) (1月につき +所定単位数×145/1000) (5) 介護職員等処遇改善加算(V)(1) (1月につき +所定単位数×221/1000) (6) 介護職員等処遇改善加算(V)(2) (1月につき +所定単位数×208/1000) (7) 介護職員等処遇改善加算(V)(3) (1月につき +所定単位数×200/1000) (8) 介護職員等処遇改善加算(V)(4) (1月につき +所定単位数×187/1000) (9) 介護職員等処遇改善加算(V)(5) (1月につき +所定単位数×184/1000) (10) 介護職員等処遇改善加算(V)(6) (1月につき +所定単位数×169/1000) (11) 介護職員等処遇改善加算(V)(7) (1月につき +所定単位数×165/1000) (12) 介護職員等処遇改善加算(V)(8) (1月につき +所定単位数×158/1000) (13) 介護職員等処遇改善加算(V)(9) (1月につき +所定単位数×142/1000) (14) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) (1月につき +所定単位数×139/1000) (15) 介護職員等処遇改善加算(V)(11) (1月につき +所定単位数×121/1000) (16) 介護職員等処遇改善加算(V)(12) (1月につき +所定単位数×118/1000) (17) 介護職員等処遇改善加算(V)(13) (1月につき +所定単位数×100/1000) (18) 介護職員等処遇改善加算(V)(14) (1月につき +所定単位数×76/1000)																				

※ 「特別地域訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」と「介護職員等処遇改善加算」は支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該算定単位の単位数を算入

※ 緊急時訪問介護加算の算定時に限り、身体介護の(1)20分未満に引き続き、生活援助を行うことも可能。
※ 業務経統計面未定減算については令和7年4月1日から適用する。
※ 介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日までの算定可能。

2 訪問入浴介護費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	
	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務経緯計画未策定減算	介護職員3人が行った場合	全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問入浴介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 訪問入浴介護費 (1回につき 1,266単位)	-1/100	-1/100	×95/100	×90/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100

ロ 初回加算 (1月につき +200単位)

ハ 認知症専門ケア加算
 (1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき +3単位)
 (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき +4単位)

ニ 看取り連携体制加算 (死亡日及び死亡日以前30日以下に限り1回につき +64単位)

ホ サービス提供体制強化加算
 (1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +44単位)
 (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +36単位)
 (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき +12単位)

ハ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×100/1000)	注 所定単位は、イからホまでにより算出した単位数の合計
	(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×84/1000)	
	(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×79/1000)	
	(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +所定単位×63/1000)	
	(一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	(1月につき +所定単位×88/1000)	
	(二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	(1月につき +所定単位×84/1000)	
	(三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	(1月につき +所定単位×83/1000)	
	(四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)	(1月につき +所定単位×78/1000)	
	(五) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)	(1月につき +所定単位×73/1000)	
	(六) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)	(1月につき +所定単位×67/1000)	
	(七) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)	(1月につき +所定単位×65/1000)	
	(八) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)	(1月につき +所定単位×68/1000)	
	(九) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)	(1月につき +所定単位×59/1000)	
	(十) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)	(1月につき +所定単位×54/1000)	
	(十一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)	(1月につき +所定単位×52/1000)	
	(十二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)	(1月につき +所定単位×48/1000)	
	(十三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)	(1月につき +所定単位×44/1000)	
	(十四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)	(1月につき +所定単位×39/1000)	

「特別地域訪問入浴加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該算前の単位数を算入

※ 業務経緯計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。
 ※ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)については、令和7年3月31日まで算定可能。

【脚注】
 1. 単位数算定記号の説明
 +○○単位 ⇒ 所定単位数 + ○○単位
 -○○単位 ⇒ 所定単位数 - ○○単位
 ×○○/100 ⇒ 所定単位数 × ○○/100
 +○○/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×○○/100
 -○○/100 ⇒ 所定単位数 - 所定単位数×○○/100

3 訪問看護費

項目	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
基本部分	看護職員の 場合	在宅介護支援 士による訪問 看護の場合	訪問看護 士による訪問 看護の場合	看護職員の 場合	看護職員の 場合	1時間30分以 上の訪問看護 を行う場合	緊急時5名の 場合	事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上のサービス を行う場合	特別地域訪問 看護加算	中山間地域等 における心身 障害者加算	中山間地域等 に居住する者 へのサービス 提供加算	在宅介護支援 士による訪問 看護の場合	在宅介護支援 士による訪問 看護の場合	特別管理加算	特別管理加算	特別管理加算	特別管理加算	特別管理加算	特別管理加算	特別管理加算
イ 指定訪問看護 ステーションの場合	(1) 20分未満 常に1日以上、20分以上の看護職又は 看護士による訪問看護を行う場合算定可能 [214]単位																			
	(2) 30分未満 [427]単位																			
	(3) 30分以上1時間未満 [642]単位																			
	(4) 1時間以上1時間30分未満 [1,128]単位																			
	(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 [642]単位 ※ 1日に2回を超えて実施する場合は90/100																			
ロ 病院又は診療所 の場合	(1) 20分未満 常に1日以上、20分以上の看護職又は 看護士による訪問看護を行う場合算定可能 [239]単位																			
	(2) 30分未満 [359]単位																			
	(3) 30分以上1時間未満 [574]単位																			
	(4) 1時間以上1時間30分未満 [888]単位																			
ハ 定期巡回・随時対応型訪問看護事業所を設置する場合 (1月につき 2,380)単位																				
二 初回加算	[1,128]単位	[1,128]単位	[1,128]単位	[1,128]単位	[1,128]単位	[1,128]単位	[1,128]単位	[1,128]単位	[1,128]単位	[1,128]単位	[1,128]単位	[1,128]単位	[1,128]単位	[1,128]単位	[1,128]単位	[1,128]単位	[1,128]単位	[1,128]単位	[1,128]単位	[1,128]単位
ホ 巡回時共同指導加算	(1回につき +600単位)																			
ヘ 看護・介護職員連携強化加算	(1月につき +250単位)																			
ト 看護体制強化加算 (イ及びロを算定する場合のみ算定)	(1) 看護体制強化加算(イ) (1月につき +550単位) (2) 看護体制強化加算(ロ) (1月につき +200単位)																			
チ サービス提供体制 強化加算	(1)イ及びロを算 定する場合 (二)サービスを算定する 場合	(一)サービス提供体制強化加算(イ) (1月につき +8単位) (二)サービスを算定する 場合 (1月につき +50単位)																		

※ 「特別地域訪問看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「在宅介護支援士による訪問看護」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度額算定の算定の際、当該算定単位の単位数を算入
※ 1月以内の2回目以降の緊急時訪問看護については、緊急時・夜間・深夜の訪問看護に係る加算を算定できないとする。
※ 在宅介護支援士による訪問看護は1日に1回に限られる。

4 訪問リハビリテーション費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注									
イ 訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	1回につき 308単位	-1/100	-1/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×50/100	+15/100	+10/100	+5/100	1日につき +200単位	リハビリテーションマネジメント加算 リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ) 1月につき +180単位 リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ) 1日につき +213単位	特別地域訪問リハビリテーション加算 1日につき +200単位 特別地域訪問リハビリテーション加算(Ⅰ) 1月につき +180単位 特別地域訪問リハビリテーション加算(Ⅱ) 1日につき +213単位	1日につき +50単位 1日につき +50単位 1日につき +50単位	1日につき +50単位 1日につき +50単位 1日につき +50単位	事業所の医師が訪問看護を行う場合 1日につき +50単位 事業所の医師が訪問看護を行う場合 1日につき +50単位 事業所の医師が訪問看護を行う場合 1日につき +50単位	事業所の医師が訪問看護を行う場合 1日につき +50単位 事業所の医師が訪問看護を行う場合 1日につき +50単位 事業所の医師が訪問看護を行う場合 1日につき +50単位	事業所の医師が訪問看護を行う場合 1日につき +50単位 事業所の医師が訪問看護を行う場合 1日につき +50単位 事業所の医師が訪問看護を行う場合 1日につき +50単位	事業所の医師が訪問看護を行う場合 1日につき +50単位 事業所の医師が訪問看護を行う場合 1日につき +50単位 事業所の医師が訪問看護を行う場合 1日につき +50単位	事業所の医師が訪問看護を行う場合 1日につき +50単位 事業所の医師が訪問看護を行う場合 1日につき +50単位 事業所の医師が訪問看護を行う場合 1日につき +50単位	事業所の医師が訪問看護を行う場合 1日につき +50単位 事業所の医師が訪問看護を行う場合 1日につき +50単位 事業所の医師が訪問看護を行う場合 1日につき +50単位
	介護老人保健施設の場合																		
	介護医療院の場合																		
ロ 訪問リハビリテーション加算		1,600単位を加算																	
ハ 移行支援加算		1日につき 17単位を加算																	
ニ サービス提供体制強化加算		(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 1回につき +6単位 (2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 1回につき +3単位																	
「特別地域訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度管理の対象外の算定項目 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該算定前の単位数を算入																			
※ 療養施設に入院する療養施設に入院している患者に対しては、適用しない																			

5 居宅療養管理指導費

基本部分		注	注	注	注	
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 居宅療養管理指導費(Ⅰ) (2)以外	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (216単位)	+15/100	+10/100	+5/100	+15/100
	(2) 居宅療養管理指導費(Ⅱ) (在宅時緊急総合管理料 又は在宅時緊急総合管理料 決定する場合)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (209単位)				
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (3) (1)及び(2)以外の場合	(1) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (217単位) (2) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 (257単位) (3) (1)及び(2)以外の場合 (244単位)				
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の 薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (508単位) (二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (417単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (380単位)	+100単位	+230単位	+150単位	
	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (516単位) (二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (379単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (342単位) (四) 情報通信機器を用いて行う場合 (月2回を限度) (468単位)				
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(1) 当該指定居宅療養管理 指導事業所の管理 栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (445単位) (二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (497単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (444単位)				
	(2) 当該指定居宅療養管理 指導事業所以外の管理 栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (508単位) (二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (497単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (424単位)	+15/100	+10/100	+5/100	+15/100
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (3) (1)及び(2)以外の場合	(1) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (352単位) (2) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 (308単位) (3) (1)及び(2)以外の場合 (295単位)				

※ ハ(2)(一)(二)(三)について、がん末期の患者、中心静脈栄養等及びがん不全や経過不全で治療方針転換する患者については、週2回かつ月8回算定できる。
 ※ について、社会的なケア管理を行っている施設が、当該利用者の身体増進(Ⅰ)より特別に個別の栄養管理を行う必要がある等の特別の処置を行った場合は、当該指定期間の30日間(同一)を超えて、5回(2回を限度)まで算定できる。
 ※ について、がん末期の患者については、月6回を限度として算定できる。

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注					
介護又は診療用の場合	(1) 1時間以上 2時間未満	第1種 (252 単位)																												
		第2種 (258 単位)																												
		介護老人保健施設の場合	(1) 1時間以上 2時間未満	第1種 (257 単位)																										
				第2種 (263 単位)																										
				介護医療院の場合	(1) 1時間以上 2時間未満	第1種 (252 単位)																								
						第2種 (258 単位)																								

ハ 診療所における短期入所療養介護費

基本部分			利用者の数及び入院患者の数の合計が入院患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット別に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	身体拘束禁止未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	部下幅が設備基準を満たさない場合	夜室を有しない場合	認知症行動・心理症状状態対応加算	緊急短期入所費入加算	若年性認知症利用者入加算	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所短期入所療養介護費 (I)	a 診療所短期入所療養介護費 (I) <従来型個室>	要介護1 (705 単位) 要介護2 (756 単位) 要介護3 (806 単位) 要介護4 (857 単位) 要介護5 (908 単位)	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	診療設備基準減算 1日につき -60単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +90単位 (7日(中心を得ない事情がある場合は14日)を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位	
		b 診療所短期入所療養介護費 (II) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要介護1 (722 単位) 要介護2 (769 単位) 要介護3 (839 単位) 要介護4 (893 単位) 要介護5 (946 単位)										
		c 診療所短期入所療養介護費 (III) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要介護1 (723 単位) 要介護2 (775 単位) 要介護3 (827 単位) 要介護4 (879 単位) 要介護5 (932 単位)										
		d 診療所短期入所療養介護費 (IV) <多床室>	要介護1 (813 単位) 要介護2 (864 単位) 要介護3 (916 単位) 要介護4 (965 単位) 要介護5 (1,016 単位)										
		e 診療所短期入所療養介護費 (V) <療養機能強化型A> <多床室>	要介護1 (847 単位) 要介護2 (901 単位) 要介護3 (954 単位) 要介護4 (1,006 単位) 要介護5 (1,059 単位)										
	(二) 診療所短期入所療養介護費 (II)	f 診療所短期入所療養介護費 (VI) <療養機能強化型B> <多床室>	要介護1 (835 単位) 要介護2 (888 単位) 要介護3 (941 単位) 要介護4 (992 単位) 要介護5 (1,045 単位)										
		a 診療所短期入所療養介護費 (I) <従来型個室>	要介護1 (624 単位) 要介護2 (670 単位) 要介護3 (715 単位) 要介護4 (762 単位) 要介護5 (807 単位)										
		b 診療所短期入所療養介護費 (II) <多床室>	要介護1 (734 単位) 要介護2 (779 単位) 要介護3 (825 単位) 要介護4 (871 単位) 要介護5 (917 単位)										
		a 診療所短期入所療養介護費 (I) <ユニット型個室>	要介護1 (835 単位) 要介護2 (887 単位) 要介護3 (937 単位) 要介護4 (988 単位) 要介護5 (1,039 単位)										
		b 診療所短期入所療養介護費 (II) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>	要介護1 (854 単位) 要介護2 (918 単位) 要介護3 (970 単位) 要介護4 (1,022 単位) 要介護5 (1,076 単位)										
(2) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(三) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (III) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>	要介護1 (854 単位) 要介護2 (907 単位) 要介護3 (959 単位) 要介護4 (1,010 単位) 要介護5 (1,062 単位)											
	(四) 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費 (I) <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (835 単位) 要介護2 (887 単位) 要介護3 (937 単位) 要介護4 (988 単位) 要介護5 (1,039 単位)											
	(五) 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費 (II) <療養機能強化型A> <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (864 単位) 要介護2 (918 単位) 要介護3 (970 単位) 要介護4 (1,022 単位) 要介護5 (1,076 単位)											
	(六) 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費 (III) <療養機能強化型B> <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (854 単位) 要介護2 (907 単位) 要介護3 (959 単位) 要介護4 (1,010 単位) 要介護5 (1,062 単位)											
	(一) 3時間以上4時間未満	(684 単位)											
	(二) 4時間以上5時間未満	(948 単位)											
(三) 5時間以上6時間未満	(1,316 単位)												
(4) 口腔嚥下強化加算	(1回につき 50単位を加算(1月に1回を限度))												
(5) 療養費加算	(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))												
(6) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算 (I)	(1日につき 3単位を加算)											
	(二) 認知症専門ケア加算 (II)	(1日につき 4単位を加算)											
(7) 特定診療費													
(8) 生産性向上推進体制加算	(一) 生産性向上推進体制加算 (I)	(1月につき 100単位を加算)											
	(二) 生産性向上推進体制加算 (II)	(1月につき 10単位を加算)											
(9) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算 (I)	(1日につき 22単位を加算)											
	(二) サービス提供体制強化加算 (II)	(1日につき 18単位を加算)											
	(三) サービス提供体制強化加算 (III)	(1日につき 6単位を加算)											
(10) 介護職員等処遇改善加算	(一) 介護職員等処遇改善加算 (I)	(1日につき + 定率単位数 × 51 / 1000)			×97/100								※ 定率単位数は、(1)から(9)までの10項目1日あたりの合計
	(二) 介護職員等処遇改善加算 (II)	(1日につき + 定率単位数 × 47 / 1000)											
	(三) 介護職員等処遇改善加算 (III)	(1日につき + 定率単位数 × 36 / 1000)											
	(四) 介護職員等処遇改善加算 (IV)	(1日につき + 定率単位数 × 29 / 1000)											
	a 介護職員等処遇改善加算 (V)(1)	(1日につき + 定率単位数 × 46 / 1000)											
	b 介護職員等処遇改善加算 (V)(2)	(1日につき + 定率単位数 × 44 / 1000)											
	c 介護職員等処遇改善加算 (V)(3)	(1日につき + 定率単位数 × 42 / 1000)											
	d 介護職員等処遇改善加算 (V)(4)	(1日につき + 定率単位数 × 40 / 1000)											
	e 介護職員等処遇改善加算 (V)(5)	(1日につき + 定率単位数 × 39 / 1000)											
	f 介護職員等処遇改善加算 (V)(6)	(1日につき + 定率単位数 × 35 / 1000)											
	g 介護職員等処遇改善加算 (V)(7)	(1日につき + 定率単位数 × 35 / 1000)											
	h 介護職員等処遇改善加算 (V)(8)	(1日につき + 定率単位数 × 31 / 1000)											
	i 介護職員等処遇改善加算 (V)(9)	(1日につき + 定率単位数 × 31 / 1000)											
	j 介護職員等処遇改善加算 (V)(10)	(1日につき + 定率単位数 × 30 / 1000)											
k 介護職員等処遇改善加算 (V)(11)	(1日につき + 定率単位数 × 24 / 1000)												
l 介護職員等処遇改善加算 (V)(12)	(1日につき + 定率単位数 × 26 / 1000)												
m 介護職員等処遇改善加算 (V)(13)	(1日につき + 定率単位数 × 20 / 1000)												
n 介護職員等処遇改善加算 (V)(14)	(1日につき + 定率単位数 × 15 / 1000)												

※ 「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 ※ 身体拘束禁止未実施減算については令和7年4月1日より適用する。
 ※ 業務継続計画未策定減算については、感状発症予防及びリスクの防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
 ※ 介護職員等処遇改善加算(V)(1)については、令和7年3月31日まで算定可能。

Ⅱ 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

基本部分				注	注	注	注	注	注	注	
				高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に居宅介護支援を行う場合	運営基準減算	特別地域居宅介護支援加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	特定事業所集中減算
イ 居宅介護支援費 (1月につき)	(1)居宅介護支援費(Ⅰ)	(一) 居宅介護支援費(ⅰ)	要介護1-2 (1,086単位)	-1/100	-1/100	×95/100	(運営基準減算の場合) ×50/100 (運営基準減算が2月以上継続している場合) 算定しない	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき -200単位
			要介護3-4-5 (1,411単位)								
		(二) 居宅介護支援費(ⅱ)	要介護1-2 (544単位)								
			要介護3-4-5 (704単位)								
		(三) 居宅介護支援費(ⅲ)	要介護1-2 (326単位)								
			要介護3-4-5 (422単位)								
	(2)居宅介護支援費(Ⅱ)	(一) 居宅介護支援費(ⅰ)	要介護1-2 (1,086単位)								
			要介護3-4-5 (1,411単位)								
		(二) 居宅介護支援費(ⅱ)	要介護1-2 (527単位)								
			要介護3-4-5 (683単位)								
		(三) 居宅介護支援費(ⅲ)	要介護1-2 (316単位)								
			要介護3-4-5 (410単位)								
ロ 初回加算 (1月につき +300単位)											
ハ 特定事業所加算	(1) 特定事業所加算(Ⅰ)		(1月につき +519単位)								
	(2) 特定事業所加算(Ⅱ)		(1月につき +421単位)								
	(3) 特定事業所加算(Ⅲ)		(1月につき +323単位)								
	(4) 特定事業所加算(A)		(1月につき +114単位)								
ニ 特定事業所医療介護連携加算 (1月につき +125単位)											
ホ 入院時情報連携加算	(1) 入院時情報連携加算(Ⅰ)		(1月につき +250単位)								
	(2) 入院時情報連携加算(Ⅱ)		(1月につき +200単位)								
ヘ 退院・退所加算 (入院または入所期間中1回を限度に算定)	(1) 退院・退所加算(Ⅰ)イ		(+450単位)								
	(2) 退院・退所加算(Ⅰ)ロ		(+600単位)								
	(3) 退院・退所加算(Ⅱ)イ		(+600単位)								
	(4) 退院・退所加算(Ⅱ)ロ		(+750単位)								
	(5) 退院・退所加算(Ⅲ)		(+900単位)								
ト 退院時情報連携加算 (1月につき +50単位)											
チ 緊急時等居宅カンファレンス加算 (1月に2回を限度に +200単位)											
リ ターミナルケアマネジメント加算		死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅の訪問等を行った場合		(+400単位)							

※居宅介護支援費(Ⅰ)については、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が45件以上である場合、45件以上60件未満の部分については(ⅱ)を、60件以上の部分については(ⅲ)を算定する。
 ※居宅介護支援費(Ⅱ)については、公益社団法人国民健康保険中央会が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムの利用及び事務職員の配置を行っている場合に算定できる。なお、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が50件以上である場合、50件以上60件未満の部分については(ⅱ)を、60件以上の部分については(ⅲ)を算定する。
 ※業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

注 特別優待			
注 療養体制維持特別加算	イ 療養体制維持特別加算(Ⅰ) (1日につき 27単位を加算) ロ 療養体制維持特別加算(Ⅱ) (1日につき 67単位を加算)		
ハ 初期加算	(1) 初期加算(Ⅰ) (1日につき 60単位を加算) (2) 初期加算(Ⅱ) (1日につき 30単位を加算)		
ニ 退所時特等支援加算	(1月につき1回を限度として70単位を加算)		注 介護管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
ホ 再入所時特等支援加算(※2)	(入所者1人につき1回を限度として30単位を加算)		注 介護管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
ヘ 入所前後訪問加算(Ⅰ)(※2)	在宅強化定の場合 (1日につき 450単位を加算) 在宅強化定以外の場合 (1日につき 450単位を加算)		注 入所前から入所者の自宅等を利用して退所を各都道府県において施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合に算定
ヘ 入所前後訪問加算(Ⅱ)(※2)	在宅強化定の場合 (1日につき 450単位を加算) 在宅強化定以外の場合 (1日につき 450単位を加算)		注 入所前から入所者の自宅等を利用して退所を各都道府県において施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行うことに加え、生活機能の改善目標及び退所後も含めた抱れ目ない支援計画を作成した場合に算定
ト 退所時等支援加算(※2)	(一) 退所時特等支援加算 (400単位) (二) 退所時特等支援加算(Ⅰ) (600単位) (三) 退所時特等支援加算(Ⅱ) (250単位) (四) 退所前支援加算(Ⅰ) (600単位) (五) 退所前支援加算(Ⅱ) (400単位) (2) 訪問看護特等加算 (入所者1人につき1回を限度として30単位を加算)		注 入所期間が1月を超え入所者が退所する場合において、当該入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合 注 在宅等に退所した場合に、入所者の生活環境に対して、当該入所者の診療情報、心身の状況、生活環境等の情報を提供した場合 注 退所後医療機関に入院した場合に、当該医療機関に対して、入所者の心身の状況、生活環境等の情報を提供した場合 注 在宅介護支援事業者と入退所前連携し、情報提供がサービス調整を行った場合
チ 協力医療機関連携加算	(1) 施設・診療所等と連携し、緊急時に入院を受け入れる体制を確立している協力医療機関と連携している場合 (1月につき 50単位を加算) (2) 上記以外の協力医療機関と連携している場合 (1月につき 5単位を加算)		注 令和7年3月31日までの間は100単位を算定
リ 栄養マネジメント強化加算	(1日につき 11単位を加算)		注 介護管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
ヌ 経口移行加算(※2)	(1日につき 25単位を加算)		注 介護管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
ル 経口維持加算(※2)	(1) 経口維持加算(Ⅰ) (1月につき 400単位を加算) (2) 経口維持加算(Ⅱ) (1月につき 100単位を加算)		注 介護管理の基準を満たさない場合又は経口移行加算を算定している場合は、算定しない。 注 経口維持加算(Ⅰ)は算定していない場合は、算定しない。
ヲ 口腔衛生管理加算(※2)	(1) 口腔衛生管理加算(Ⅰ) (1月につき 50単位を加算) (2) 口腔衛生管理加算(Ⅱ) (1月につき 110単位を加算)		注 歯科医師の指示を受け、歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合
フ 療養加算	(1日につき 6単位を加算(1日に3回を限度))		
カ 在宅復帰支援特等加算	(療養型老健に限り1日につき 10単位を加算)		
コ カカワフク医療連携特別加算(※2)	(1) かかワフク医療連携特別加算(Ⅰ) (入所者1人につき1回を限度として140単位を加算) (2) かかワフク医療連携特別加算(Ⅱ) (入所者1人につき1回を限度として70単位を加算) (3) かかワフク医療連携特別加算(Ⅲ) (入所者1人につき1回を限度として40単位を加算)		
ク 緊急時施設療養費	(1) 緊急時施設療養費 (療養型老健以外の場合 (1月に1回3日を超えて、1日につき518単位を算定) 療養型老健の場合 (1月に1回3日を超えて、1日につき518単位を算定)) (2) 特定治療		
ケ 特定療養費加算(※2)	(1) 特定療養費加算(Ⅰ) (1月に1回7日を限度に、1日につき239単位を算定) (2) 特定療養費加算(Ⅱ) (1月に1回10日を限度に、1日につき240単位を算定)		
ク 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 2単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)		
ク 認知症チームケア推進加算	(1) 認知症チームケア推進加算(Ⅰ) (1月につき 150単位を加算) (2) 認知症チームケア推進加算(Ⅱ) (1月につき 120単位を加算)		
ネ 認知症行動・心理状態緊急対応加算	療養型老健以外の場合 (入所後7日に限り、1日につき200単位を加算) 療養型老健の場合 (入所後7日に限り、1日につき200単位を加算)		
ナ シンビテーションマネジメント計画書情報加算(※2)	(1) シンビテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅰ) (1月につき 53単位を加算) (2) シンビテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅱ) (1月につき 33単位を加算)		
チ 看護マネジメント加算(※2) (イ(1)、ロ(1)を算定する場合のみ算定)	(1) 看護マネジメント加算(Ⅰ) (1月につき 3単位を加算) (2) 看護マネジメント加算(Ⅱ) (1月につき 13単位を加算)		
ム 療養支援加算(※2)	(1) 療養支援加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を加算) (2) 療養支援加算(Ⅱ) (1月につき 15単位を加算) (3) 療養支援加算(Ⅲ) (1月につき 20単位を加算)		
ウ 自立支援加算(※2)	(1月につき 300単位を加算)		
キ 科学的介護推進体制加算(※2)	(1) 科学的介護推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 40単位を加算) (2) 科学的介護推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 60単位を加算)		
フ 安全対策体制加算(※2)	(入所者1人につき1回を限度として20単位を算定)		
オ 高齢者施設等感染対策向上加算	(1) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を加算) (2) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) (1月につき 5単位を加算)		
ク 転倒・転落予防加算	(1月につき1回、連続して60日を限度として 240単位を算定)		
ヤ 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算) (2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)		
マ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 8単位を加算)		

※ PT・OT・STによる人員配置減算を適用する場合には、短期集中リハビリテーション(実施加算、認知症短期集中リハビリテーション(実施加算)を適用しない。
 ※ イ(4)及びロ(4)を適用する場合は、(※2)を適用しない。
 ※ 療養型施設特定認定施設については、感染症予防及び火災防止のための指針の整備及び災害対策に関する具体的な計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの期間適用しない。
 ※ 介護職員処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能。

注 外泊時費用	入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定
注 試行的遠所サービス費	入所者に対して居宅における試行的遠所を認めた場合、1月につき6日を限度として1日につき800単位を算定
注 給料受診時費用	入所者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定
ト 初期加算 (1日につき 430単位)	
チ 遠所時実費情報連携加算 (1月につき1回を限度として70単位を加算)	注 実費管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
リ 再入所時実費連携加算(※2) (入所者1人につき1回を限度として200単位を加算)	注 実費管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
ス 遠所時指導等加算(※2)	注 入所者及びその家族等に対して遠所後の療養上の指導を行った場合 注 遠所後の主治医に対して診療情報、心身の状況、生活歴等を提供した場合 注 遠所後の医療機関の医師に対して心身の状況、生活歴等を提供した場合 注 併せて介護支援専門員と遠所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
セ 協力医療機関連携加算	注 令和7年3月31日までの間は100単位を算定
テ 栄養マネジメント強化加算 (1日につき 11単位を加算)	注 実費管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
ト 経口排行加算(※2) (1日につき 28単位を加算)	注 実費管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
タ 経口維持加算(※2)	注 実費管理の基準を満たさない場合は経口経口排行加算を算定している場合は、算定しない。 注 経口維持加算(1)を算定していない場合は、算定しない。
チ 口腔衛生管理加算(※2)	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的指導及び指導を行った場合
ツ 療養加算 (1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))	
テ 在宅復帰支援機能加算(※2) (1日につき 10単位を加算)	
ト 特別診療(※2)	
ツ 緊急時施設診療費	ア 緊急時治療管理 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定) イ 特定治療
ネ 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)
ナ 認知症チームケア推進加算	(一) 認知症チームケア推進加算(Ⅰ) (1月につき 150単位を加算) (二) 認知症チームケア推進加算(Ⅱ) (1月につき 120単位を加算)
フ 認知症行動・心理症状緊急対応加算 (入所後7日に限り、1日につき200単位を加算)	
ム 重度認知症疾患療養体制加算	(一) 重度認知症疾患療養体制加算(Ⅰ) 要介護1・2 (1日につき140単位を加算) 要介護3・4・5 (1日につき40単位を加算) (二) 重度認知症疾患療養体制加算(Ⅱ) 要介護1・2 (1日につき200単位を加算) 要介護3・4・5 (1日につき100単位を加算)
ウ 排せつ支援加算(※2)	(1) 排せつ支援加算(Ⅰ) (1月につき 15単位を加算) (2) 排せつ支援加算(Ⅱ) (1月につき 15単位を加算) (3) 排せつ支援加算(Ⅲ) (1月につき 20単位を加算)
キ 自立支援促進加算(※2) (1月につき 280単位を加算)	
ノ 科学的介護推進体制加算(※2)	(1) 科学的介護推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 40単位を加算) (2) 科学的介護推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 60単位を加算)
オ 安全対策体制加算(※2) (入所者1人につき1回を限度として20単位を算定)	
ク 高齢者施設等感染対策向上加算	(1) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を加算) (2) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) (1月につき 5単位を加算)
ヤ 新興感染症等施設療養費 (1月に1回、連続する5日を限度として 240単位を算定)	
マ 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算) (2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)
ケ サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)

<ul style="list-style-type: none"> (一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位数×5/1000) (二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位数×4/1000) (三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位数×3/1000) (四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 所定単位数×2/1000) (五) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 所定単位数×1/1000) (六) 介護職員等処遇改善加算(Ⅵ) (1月につき 所定単位数×1/1000) (七) 介護職員等処遇改善加算(Ⅶ) (1月につき 所定単位数×1/1000) (八) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 所定単位数×1/1000) (九) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 所定単位数×1/1000) (十) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 所定単位数×1/1000) (十一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 所定単位数×1/1000) (十二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 所定単位数×1/1000) (十三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 所定単位数×1/1000) (十四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 所定単位数×1/1000) (十五) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 所定単位数×1/1000) 	<p>※ 単位数は、イからケまでにより算出した単位数の合計</p>
--	-----------------------------------

※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜勤勤務等着換加算を適用しない。
 ※ ハ及びヒを適用する場合には、(※2)を適用しない。
 ※ 業務継続計画未定算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
 ※ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)については、令和7年3月31日までは適用しない。

介護報酬の算定構造

介護予防サービス

: 令和6年6月改定箇所

I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防訪問入浴介護費
- 2 介護予防訪問看護費
- 3 介護予防訪問リハビリテーション費
- 4 介護予防居宅療養管理指導費
- 5 介護予防通所リハビリテーション費
- 6 介護予防短期入所生活介護費
- 7 介護予防短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
 - ニ (削除)
 - ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費
- 8 介護予防特定施設入居者生活介護費
- 9 介護予防福祉用具貸与費

II 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

- 介護予防支援費

I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防訪問入浴介護費

	注	注	注	注	注	注	注	注											
基本部分	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	介護職員2人が行った場合	全身入浴が困難で、清拭又は部分入浴を実施した場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域介護予防訪問入浴介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算											
イ 介護予防訪問入浴介護費 (1回につき 856単位)	-1/100	-1/100	×95/100	×90/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100											
ロ 初回加算 (1月につき +200単位)																			
ハ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき +3単位)																		
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき +4単位)																		
ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +44単位)																		
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +36単位)																		
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき +12単位)																		
ホ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×100/1000)	注 所定単位数は、イからニまでにより算定した単位数の合計	(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×94/1000)	(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位数×79/1000)	(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +所定単位数×63/1000)	(一) 介護職員等処遇改善加算(V)(1) (1月につき +所定単位数×89/1000)	(二) 介護職員等処遇改善加算(V)(2) (1月につき +所定単位数×84/1000)	(三) 介護職員等処遇改善加算(V)(3) (1月につき +所定単位数×83/1000)	(四) 介護職員等処遇改善加算(V)(4) (1月につき +所定単位数×78/1000)	(五) 介護職員等処遇改善加算(V)(5) (1月につき +所定単位数×73/1000)	(六) 介護職員等処遇改善加算(V)(6) (1月につき +所定単位数×67/1000)	(七) 介護職員等処遇改善加算(V)(7) (1月につき +所定単位数×65/1000)	(八) 介護職員等処遇改善加算(V)(8) (1月につき +所定単位数×68/1000)	(九) 介護職員等処遇改善加算(V)(9) (1月につき +所定単位数×59/1000)	(十) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) (1月につき +所定単位数×54/1000)	(十一) 介護職員等処遇改善加算(V)(11) (1月につき +所定単位数×52/1000)	(十二) 介護職員等処遇改善加算(V)(12) (1月につき +所定単位数×48/1000)	(十三) 介護職員等処遇改善加算(V)(13) (1月につき +所定単位数×44/1000)	(十四) 介護職員等処遇改善加算(V)(14) (1月につき +所定単位数×33/1000)

：「特別地域介護予防訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入
 ※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。
 ※ 介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能。

【脚注】
 1. 単位数算定記号の説明
 +〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位
 -〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位
 ×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100
 +〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100
 -〇〇/100 ⇒ 所定単位数 - 所定単位数×〇〇/100

2 介護予防訪問看護費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
イ 指定介護予防訪問看護サービス提供の機会	(1) 20分未満 ※「1回以上、20分以上の看護時間又は看護職による訪問を行った場合を算定可能」 [10分単位]	×90/100	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	
	(2) 30分未満															
	(3) 30分以上1時間未満															
	(4) 1時間以上1時間30分未満															
	(5) 1時間30分以上2時間未満															
ロ 訪問又は診療所の機会	(1) 20分未満 ※「1回以上、20分以上の看護時間又は看護職による訪問を行った場合を算定可能」 [10分単位]	×90/100	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	
	(2) 30分未満															
	(3) 30分以上1時間未満															
	(4) 1時間以上1時間30分未満															
	(5) 1時間30分以上2時間未満															
ハ 初回加算	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	
ニ 訪問回共同加算	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]
ホ 看護体制強化加算	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]
ヘ サービス提供体制強化加算	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]

「指定介護予防訪問看護加算」、「中山間地域における看護事業加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時介護予防訪問看護加算」、「特別加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給対象サービスの対象外の算定項目
「事業所同一建物内異なる又はこれ以外の同一建物の利用者が20人以上サービスを行う場合」は適用する場合は、支給対象基準額内算定の額、後継算前の単位数を算入
※ 1月以内の2回目以降の算定は訪問看護加算に併記加算を算定するものとす。

3 介護予防訪問ハビリテーション費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
イ 介護予防訪問ハビリテーションサービス提供の機会	訪問又は診療所の機会	×90/100	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	
	介護老人保健施設等の機会															
	介護療養施設等の機会															
訪問又は診療所の機会	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	
ニ サービス提供体制強化加算	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]
ホ サービス提供体制強化加算	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]	[10分単位]

「指定介護予防訪問看護加算」、「中山間地域における看護事業加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給対象サービスの対象外の算定項目
「事業所同一建物内異なる又はこれ以外の同一建物の利用者が20人以上サービスを行う場合」は適用する場合は、支給対象基準額内算定の額、後継算前の単位数を算入
※ 1月以内の2回目以降の算定は訪問看護加算に併記加算を算定するものとす。

4 介護予防居宅療養管理指導費

基本部分		注	注	注	
			特別加算の適用が認められる場合は、加算	中心地域等に指定されている場合は、加算	
イ 居宅訪問介護費 (介護予防費)	(1) 介護予防居宅療養管理指導費(Ⅰ) (2)以上	(一) 第一種特任者1人に対して行う場合 1,100単位	+15/100	+10/100	+5/100
		(二) 第一種特任者2人以上以下5人以下に対して行う場合 1,100単位			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 1,100単位			
	(2) 介護予防居宅療養管理指導費(Ⅱ) (2)以下(2)以上	(一) 第一種特任者2人以上以下5人以下に対して行う場合 1,100単位			
		(二) 第一種特任者2人以上以下5人以下に対して行う場合 1,100単位			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 1,100単位			
ロ 居宅訪問介護費 (介護予防費)	(1) 第一種特任者1人に対して行う場合 1,100単位				
	(2) 第一種特任者2人以上以下5人以下に対して行う場合 1,100単位				
	(3) (1)及び(2)以外の場合 1,100単位				
ハ 居宅訪問看護費	(1) 介護予防居宅療養管理指導費(Ⅰ) (2)以上	(一) 第一種特任者1人に対して行う場合 1,100単位	+100単位		
		(二) 第一種特任者2人以上以下5人以下に対して行う場合 1,100単位			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 1,100単位			
	(2) 居宅訪問看護費(Ⅱ) (2)以下(2)以上	(一) 第一種特任者1人に対して行う場合 1,100単位			
		(二) 第一種特任者2人以上以下5人以下に対して行う場合 1,100単位			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 1,100単位			
ニ 居宅訪問看護費 (介護予防費)	(1) 介護予防居宅療養管理指導費(Ⅰ) (2)以上	(一) 第一種特任者1人に対して行う場合 1,100単位	+15/100	+10/100	+5/100
		(二) 第一種特任者2人以上以下5人以下に対して行う場合 1,100単位			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 1,100単位			
	(2) 介護予防居宅療養管理指導費(Ⅱ) (2)以下(2)以上	(一) 第一種特任者1人に対して行う場合 1,100単位			
		(二) 第一種特任者2人以上以下5人以下に対して行う場合 1,100単位			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 1,100単位			
ホ 居宅訪問看護費 (介護予防費)	(1) 第一種特任者1人に対して行う場合 1,100単位				
	(2) 第一種特任者2人以上以下5人以下に対して行う場合 1,100単位				
	(3) (1)及び(2)以外の場合 1,100単位				

注
特別な措置の取組が行われている居宅の訪問看護サービス提供が困難な場合に、当該居宅のケアに関する必要な専門的支援を行うための場合
+100単位
注
特別な措置の取組が行われている居宅の訪問看護サービス提供が困難な場合に、当該居宅のケアに関する必要な専門的支援を行うための場合
+100単位

※ (ハ)は(一)に(二)に比べて、がん末期の患者、中心地域等に指定されている場合や特別介護介護施設に指定されている場合は、適用範囲が広がります。
※ (ロ)は(一)に(二)に比べて、がん末期の患者、中心地域等に指定されている場合や特別介護介護施設に指定されている場合は、適用範囲が広がります。
※ (ハ)は(一)に(二)に比べて、がん末期の患者、中心地域等に指定されている場合や特別介護介護施設に指定されている場合は、適用範囲が広がります。

5 介護予防通所リハビリテーション費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注											
			高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	利用者の数が利用定員を超える場合	医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	生活行為向上リハビリテーション実施加算	若年性認知症利用者受入加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合（居住を要しない場合）	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防通所リハビリテーションを行った場合（居住を要しない場合）									
イ 介護予防通所リハビリテーション費 (1月につき)	病院又は診療所の場合	要支援1									-376単位	-120単位								
		要支援2	(2,268単位)									-752単位	-240単位							
	介護老人保健施設の場合	要支援1	(2,268単位)	-1/100	-1/100	×70/100	×70/100	+5/100	利用開始日の属する月から6月以内 1月につき +562単位	1月につき +240単位		-376単位	-120単位							
		要支援2	(4,228単位)									-752単位	-240単位							
	介護医療院の場合	要支援1	(2,268単位)																-376単位	-120単位
		要支援2	(4,228単位)																-752単位	-240単位
ロ 退院時共同指導加算 (1回につき、600単位)																				
ハ 栄養アセスメント加算 (1月につき 50単位を加算)																				
ニ 栄養改善加算 (1月につき 200単位を加算)																				
ホ 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))																			
	(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))																			
ヘ 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ) (1月につき 150単位を加算)																			
	(2) 口腔機能向上加算(Ⅱ) (1月につき 160単位を加算)																			
ト 一体的サービス提供加算 (1月につき、480単位を加算)																				
左 科学的介護推進体制加算 (1月につき 40単位を加算)																				
リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	要支援1 (1月につき、88単位を加算)																		
		要支援2 (1月につき、176単位を加算)																		
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援1 (1月につき、72単位を加算)																		
		要支援2 (1月につき、144単位を加算)																		
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	要支援1 (1月につき、24単位を加算)																		
		要支援2 (1月につき、48単位を加算)																		
ヌ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき、士所定単位数×86/1000)																		
	(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき、士所定単位数×83/1000)																		
	(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき、士所定単位数×66/1000)																		
	(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき、士所定単位数×53/1000)																		
	イロ 介護職員等処遇改善加算(V)	(一) 介護職員等処遇改善加算(V)(1)	(1月につき、士所定単位数×76/1000)																	
		(二) 介護職員等処遇改善加算(V)(2)	(1月につき、士所定単位数×73/1000)																	
		(三) 介護職員等処遇改善加算(V)(3)	(1月につき、士所定単位数×73/1000)																	
		(四) 介護職員等処遇改善加算(V)(4)	(1月につき、士所定単位数×70/1000)																	
		(五) 介護職員等処遇改善加算(V)(5)	(1月につき、士所定単位数×63/1000)																	
		(六) 介護職員等処遇改善加算(V)(6)	(1月につき、士所定単位数×60/1000)																	
		(七) 介護職員等処遇改善加算(V)(7)	(1月につき、士所定単位数×58/1000)																	
		(八) 介護職員等処遇改善加算(V)(8)	(1月につき、士所定単位数×56/1000)																	
		(九) 介護職員等処遇改善加算(V)(9)	(1月につき、士所定単位数×55/1000)																	
		(十) 介護職員等処遇改善加算(V)(10)	(1月につき、士所定単位数×48/1000)																	
(十一) 介護職員等処遇改善加算(V)(11)	(1月につき、士所定単位数×43/1000)																			
(十二) 介護職員等処遇改善加算(V)(12)	(1月につき、士所定単位数×45/1000)																			
(十三) 介護職員等処遇改善加算(V)(13)	(1月につき、士所定単位数×38/1000)																			
(十四) 介護職員等処遇改善加算(V)(14)	(1月につき、士所定単位数×28/1000)																			

注：「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
※ 介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能。

6 介護予防短期入所生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注					
イ 介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型介護予防短期入所生活介護費(1) (従来の型)	要支援1 (479 単位)	442単位	連続31日以上の介護予防短期入所生活介護を行った場合	活動を行う職員が介護予防の職員の数に満たない場合	利用者の数及び入所者の数の合計数が所定員を超過しない場合	介護・看護職員の員数が確保できない場合	実働のユニットケアユニット毎に配置しているユニットケアに占める割合が所定割合以上である場合	身体拘束薬の使用実況調査	高齢者虐待防止措置の実況調査	業務継続計画策定実況調査	介護予防短期入所生活介護を行う場合	生活施設員配置実況調査	生活施設向上調査(1)	生活施設向上調査(2)	機能訓練体利加算	個別機能訓練加算	認知症行動・心療症対応急対応加算	若年性認知症利用者実入加算	利用者に対し適切な対応を行う場合
		要支援2 (596 単位)	548単位																		
(2) 併設型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型介護予防短期入所生活介護費(1) (従来の型)	要支援1 (479 単位)	442単位	×97/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	指定短期入所事業所が行う場合 ×92/100	1日につき +13単位	1月につき +100単位 (3月に100を限度)	1月につき +200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき +100単位	1日につき +12単位	1日につき +56単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位	
		要支援2 (596 単位)	548単位																		
ロ ユニット型介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費 (ユニット型)	要支援1 (561 単位)	503単位	×97/100																
		(二) 経過的単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費 (ユニット型)	要支援1 (561 単位)	503単位																	
(2) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費 (ユニット型)	要支援1 (529 単位)	503単位																		
		要支援2 (656 単位)	623単位																		
(二) 経過的併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費 (ユニット型)	要支援1 (529 単位)	503単位																			
		要支援2 (656 単位)																			

ハ □ 設備強化加算 (1日につき +50単位(1月に100を限度))

ニ 療養加算 (1日につき 8単位を加算(1日に300を限度))

ホ 認知症専門ケア加算
(1) 認知症専門ケア加算(1) (1日につき 3単位を加算)
(2) 認知症専門ケア加算(2) (1日につき 4単位を加算)

ヘ 生産性向上推進体制加算
(1) 生産性向上推進体制加算(1) (1月につき 100単位を加算)
(2) 生産性向上推進体制加算(2) (1月につき 10単位を加算)

サービス提供体制強化加算
(1) サービス提供体制強化加算(1) (1日につき 22単位を加算)
(2) サービス提供体制強化加算(2) (1日につき 18単位を加算)
(3) サービス提供体制強化加算(3) (1日につき 6単位を加算)

サービス提供体制強化加算(1)	(1日につき +所定単位数×140/1000)	指定単位数は、262までにより算定した単位数を示す
サービス提供体制強化加算(2)	(1日につき +所定単位数×138/1000)	
サービス提供体制強化加算(3)	(1日につき +所定単位数×118/1000)	
サービス提供体制強化加算(4)	(1日につき +所定単位数×90/1000)	
サービス提供体制強化加算(5)	(1日につき +所定単位数×124/1000)	
サービス提供体制強化加算(6)	(1日につき +所定単位数×117/1000)	
サービス提供体制強化加算(7)	(1日につき +所定単位数×120/1000)	
サービス提供体制強化加算(8)	(1日につき +所定単位数×113/1000)	
サービス提供体制強化加算(9)	(1日につき +所定単位数×101/1000)	
サービス提供体制強化加算(10)	(1日につき +所定単位数×97/1000)	
サービス提供体制強化加算(11)	(1日につき +所定単位数×113/1000)	
サービス提供体制強化加算(12)	(1日につき +所定単位数×101/1000)	
サービス提供体制強化加算(13)	(1日につき +所定単位数×97/1000)	
サービス提供体制強化加算(14)	(1日につき +所定単位数×90/1000)	
サービス提供体制強化加算(15)	(1日につき +所定単位数×87/1000)	
サービス提供体制強化加算(16)	(1日につき +所定単位数×86/1000)	
サービス提供体制強化加算(17)	(1日につき +所定単位数×74/1000)	
サービス提供体制強化加算(18)	(1日につき +所定単位数×74/1000)	
サービス提供体制強化加算(19)	(1日につき +所定単位数×70/1000)	
サービス提供体制強化加算(20)	(1日につき +所定単位数×63/1000)	
サービス提供体制強化加算(21)	(1日につき +所定単位数×47/1000)	

注：「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 身体拘束薬未実況調査については令和7年4月1日から適用
 ※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの期間適用しない。
 ※ 介護職員処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで適用可能。

7 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
基本部分				注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
(一) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>【基本型】	a	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>【基本型】	療養費1 (579 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	-1/100	-1/100	-1/100	1日につき +240単位	1日につき +900単位 (7日間の 限度)	1日につき +120単位	在宅療養(在宅療養支援施設加算(Ⅰ))	在宅療養(在宅療養支援施設加算(Ⅱ))	利用者に付いては適用不可
		b	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>【在宅強化型】	療養費2 (726 単位)													
		b	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <多床室>【標準型】	療養費1 (632 単位)													
		c	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <多床室>【基本型】	療養費2 (778 単位)													
	b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養型老健・看護職員を配置>	a	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養型老健・看護職員を配置>	療養費1 (613 単位)													
		b	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>【標準型】	療養費2 (774 単位)													
		a	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <従来型個室>【標準型】	療養費1 (672 単位)													
		b	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>【標準型】	療養費2 (834 単位)													
	c 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養型老健・看護オンコール体制>	a	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養型老健・看護オンコール体制>	療養費1 (583 単位)													
		b	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <多床室>【標準型】	療養費2 (730 単位)													
		a	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <従来型個室>【標準型】	療養費1 (622 単位)													
		b	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <多床室>【標準型】	療養費2 (785 単位)													
	d 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) <特別介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費>	a	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) <特別介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費>	療養費1 (568 単位)													
		b	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) <多床室>	療養費2 (711 単位)													
		a	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) <従来型個室>	療養費1 (601 単位)													
		b	介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) <多床室>	療養費2 (758 単位)													
(二) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>【基本型】	a	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>【基本型】	療養費1 (624 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	-1/100	-1/100	-1/100	1日につき +240単位	1日につき +900単位 (7日間の 限度)	1日につき +120単位	在宅療養(在宅療養支援施設加算(Ⅰ))	在宅療養(在宅療養支援施設加算(Ⅱ))	利用者に付いては適用不可
		b	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>【在宅強化型】	療養費2 (789 単位)													
		b	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <多床室>【標準型】	療養費1 (680 単位)													
		c	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <多床室>【基本型】	療養費2 (846 単位)													
	b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型個室の多床室>【在宅強化型】	a	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型個室の多床室>【在宅強化型】	療養費1 (624 単位)													
		b	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>【標準型】	療養費2 (789 単位)													
		a	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型個室の多床室>	療養費1 (680 単位)													
		b	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	療養費2 (846 単位)													
	c ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <ユニット型個室の多床室>【標準型】	a	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <ユニット型個室の多床室>【標準型】	療養費1 (653 単位)													
		b	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <多床室>【標準型】	療養費2 (817 単位)													
		a	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <ユニット型個室>	療養費1 (653 単位)													
		b	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <多床室>	療養費2 (817 単位)													
	d ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) <ユニット型特別介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費>	a	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) <ユニット型特別介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費>	療養費1 (611 単位)													
		b	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) <多床室>	療養費2 (770 単位)													
		a	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) <ユニット型個室>	療養費1 (611 単位)													
		b	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) <多床室>	療養費2 (770 単位)													

注 特別療養費	
注 療養体制維持特別加算	(一)療養体制維持特別加算(Ⅰ) (1日につき 27単位を加算) (二)療養体制維持特別加算(Ⅱ) (1日につき 57単位を加算)
(3) 総合学習加算	(利用中に10日を限度に、1日につき275単位を加算)
(4) 口腔連携強化加算	(1回につき +50単位(1月に1回を限度))
(5) 療養食加算	(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))
(6) 認知症専門ケア加算	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)
(7) 緊急時対応療養費	【療養型老健以外の場合】 (1)緊急時治療管理 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定) 【療養型老健の場合】 (1)緊急時治療管理 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定) (2) 特定治療
(8) 生産性向上推進体制加算	(一) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算) (二) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)
(9) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)
(10) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1日につき 100単位を加算) (二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1日につき 71単位を加算) (三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1日につき 54単位を加算) (四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1日につき 46単位を加算) (五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1日につき 67単位を加算) (六) 介護職員処遇改善加算(Ⅵ) (1日につき 85単位を加算) (七) 介護職員処遇改善加算(Ⅶ) (1日につき 93単位を加算) (八) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 81単位を加算) (九) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 57単位を加算) (十) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 53単位を加算) (十一) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 59単位を加算) (十二) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 46単位を加算) (十三) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 48単位を加算) (十四) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 44単位を加算) (十五) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 38単位を加算) (十六) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 40単位を加算) (十七) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 31単位を加算) (十八) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 24単位を加算)

※ 身体拘束禁止未実施減算については令和7年4月1日から適用
※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
※ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ)については、令和7年3月31日まで適用不可。

ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注	注	注	注	注	注	注	注	注		
				利用者の数及び入院患者の数の合計が入院患者の定員を超える場合	身体拘束禁止未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	廊下幅が設備基準を満たさない場合	食堂を有しない場合	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合	
(1) 診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所介護予防短期入所療養介護費 (I)	a 診療所介護予防短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要支援1 (530 単位) 要支援2 (666 単位)	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100		診療所設備基準減算 1日につき -60単位	1日につき -25単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位	
		b 診療所介護予防短期入所療養介護費 (ii) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要支援1 (559 単位) 要支援2 (693 単位)											
		c 診療所介護予防短期入所療養介護費 (iii) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要支援1 (549 単位) 要支援2 (684 単位)											
		d 診療所介護予防短期入所療養介護費 (iv) <多床室>	要支援1 (589 単位) 要支援2 (747 単位)											
		e 診療所介護予防短期入所療養介護費 (v) <療養機能強化型A> <多床室>	要支援1 (623 単位) 要支援2 (780 単位)											
		f 診療所介護予防短期入所療養介護費 (vi) <療養機能強化型B> <多床室>	要支援1 (612 単位) 要支援2 (769 単位)											
		(二) 診療所介護予防短期入所療養介護費 (II)	a 診療所介護予防短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>											要支援1 (471 単位) 要支援2 (588 単位)
	b 診療所介護予防短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	要支援1 (537 単位) 要支援2 (678 単位)												
	(2) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (I) <ユニット型個室>	要支援1 (616 単位) 要支援2 (775 単位)											×97/100
		(二) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (II) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>	要支援1 (643 単位) 要支援2 (804 単位)											
		(三) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (III) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>	要支援1 (634 単位) 要支援2 (793 単位)											
		(四) 経過的ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (I) <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (616 単位) 要支援2 (775 単位)											
		(五) 経過的ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (II) <療養機能強化型A> <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (643 単位) 要支援2 (804 単位)											
		(六) 経過的ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (III) <療養機能強化型B> <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (634 単位) 要支援2 (793 単位)											
(3) 口腔連携強化加算	(1回につき +50単位(1月に1回を限度))													
(4) 療養食加算	(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))													
(5) 認知症専門ケア加算	(一)認知症専門ケア加算 (I)													
	(二)認知症専門ケア加算 (II)													
(6) 特定診療費														
(7) 生産性向上推進体制加算	(一) 生産性向上推進体制加算 (I)													
	(二) 生産性向上推進体制加算 (II)													
(8) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算 (I)													
	(二) サービス提供体制強化加算 (II)													
	(三) サービス提供体制強化加算 (III)													
(9) 介護職員等処遇改善加算 (V)	(一) 介護職員等処遇改善加算 (V)(1)			注 所定単位数は、(1)から(8)までにより算定した単位数の合計										
	(二) 介護職員等処遇改善加算 (V)(2)													
	(三) 介護職員等処遇改善加算 (V)(3)													
	(四) 介護職員等処遇改善加算 (V)(4)													
	(五) 介護職員等処遇改善加算 (V)(5)													
	(六) 介護職員等処遇改善加算 (V)(6)													
	(七) 介護職員等処遇改善加算 (V)(7)													
	(八) 介護職員等処遇改善加算 (V)(8)													
	(九) 介護職員等処遇改善加算 (V)(9)													
	(十) 介護職員等処遇改善加算 (V)(10)													
	(十一) 介護職員等処遇改善加算 (V)(11)													
	(十二) 介護職員等処遇改善加算 (V)(12)													
	(十三) 介護職員等処遇改善加算 (V)(13)													
	(十四) 介護職員等処遇改善加算 (V)(14)													
	(十五) 介護職員等処遇改善加算 (V)(15)													

※ 「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 ※ 身体拘束禁止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。
 ※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用
 ※ 介護職員等処遇改善加算 (V)については、令和7年3月31日まで算定可能。

Ⅱ 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

基本部分		注 高齢者虐待防止措置 未実施減算	注 業務継続計画未策定 減算	注 特別地域介護予防 支援加算	注 中山間地域等におけ る小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住 する者へのサービス提 供加算
イ 介護予防支援費 (1月につき)	(1)介護予防支援費(Ⅰ) (地域包括支援センターが行う場合) (442単位)	-1/100	-1/100			
	(2)介護予防支援費(Ⅱ) (指定居宅介護支援事業者が行う場合) (472単位)					
ロ 初回加算 (1月につき +300単位)				+15/100	+10/100	+5/100
ハ 委託連携加算 (イ(1)を算定する場合のみ算定) (+300単位)						

※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

介護報酬の算定構造

地域密着型サービス

: 令和6年6月改定箇所

I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費
- 2 夜間対応型訪問介護費
- 2-2 地域密着型通所介護費
- 3 認知症対応型通所介護費
- 4 小規模多機能型居宅介護費
- 5 認知症対応型共同生活介護費
- 6 地域密着型特定施設入居者生活介護費
- 7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 8 複合型サービス費

II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防認知症対応型通所介護費
- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
- 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

2 夜間対応型訪問介護費

基本部分		注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 24時間通報対応加算	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域夜間対応型訪問介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 夜間対応型訪問介護費(I)	基本夜間対応型訪問介護費 (1月につき 989単位)	-1/100	-1/100	1月につき 610単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100			
	定期巡回サービス費 (1回につき 372単位)							
	随時訪問サービス費(I) (1回につき 567単位)							
	随時訪問サービス費(II) (1回につき 764単位)							
ロ 夜間対応型訪問介護費(II) (1月につき 2,702単位)					事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100
ハ 認知症専門ケア加算	(1)イを算定する場合(基本夜間対応型訪問介護費を除く)	(一)認知症専門ケア加算(I) (1日につき +3単位)	(一)認知症専門ケア加算(I) (1月につき +90単位)	(一)認知症専門ケア加算(II) (1日につき +4単位)	(二)認知症専門ケア加算(II) (1月につき +120単位)			
		(二)認知症専門ケア加算(II) (1日につき +4単位)						
	(2)ロを算定する場合	(一)認知症専門ケア加算(I) (1月につき +90単位)	(二)認知症専門ケア加算(II) (1月につき +120単位)	(一)認知症専門ケア加算(II) (1月につき +90単位)	(二)認知症専門ケア加算(II) (1月につき +120単位)			
		(二)認知症専門ケア加算(II) (1月につき +120単位)						
ニ サービス提供体制強化加算	(1)イを算定する場合(基本夜間対応型訪問介護費を除く)	(一)サービス提供体制強化加算(I) (1回につき +22単位)	(一)サービス提供体制強化加算(I) (1月につき +154単位)	(二)サービス提供体制強化加算(II) (1回につき +18単位)	(二)サービス提供体制強化加算(II) (1月につき +126単位)			
		(三)サービス提供体制強化加算(III) (1回につき +6単位)						
		(二)サービスを算定する場合		(一)サービス提供体制強化加算(I) (1月につき +154単位)				
	(二)サービスを算定する場合	(一)サービス提供体制強化加算(I) (1月につき +154単位)	(二)サービス提供体制強化加算(II) (1月につき +126単位)	(三)サービス提供体制強化加算(III) (1月につき +42単位)				
	(三)サービスを算定する場合	(一)サービス提供体制強化加算(I) (1月につき +154単位)	(二)サービス提供体制強化加算(II) (1月につき +126単位)	(三)サービス提供体制強化加算(III) (1月につき +42単位)				
	(三)サービスを算定する場合	(一)サービス提供体制強化加算(I) (1月につき +154単位)	(二)サービス提供体制強化加算(II) (1月につき +126単位)	(三)サービス提供体制強化加算(III) (1月につき +42単位)				
ホ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(I) (1月につき 十所定単位×245/1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計						
	(2) 介護職員等処遇改善加算(II) (1月につき 十所定単位×224/1000)							
	(3) 介護職員等処遇改善加算(III) (1月につき 十所定単位×182/1000)							
	(4) 介護職員等処遇改善加算(IV) (1月につき 十所定単位×145/1000)							
	(一)介護職員等処遇改善加算(V)(1) (1月につき 十所定単位×221/1000)							
	(二)介護職員等処遇改善加算(V)(2) (1月につき 十所定単位×208/1000)							
	(三)介護職員等処遇改善加算(V)(3) (1月につき 十所定単位×200/1000)							
	(四)介護職員等処遇改善加算(V)(4) (1月につき 十所定単位×187/1000)							
	(五)介護職員等処遇改善加算(V)(5) (1月につき 十所定単位×184/1000)							
	(六)介護職員等処遇改善加算(V)(6) (1月につき 十所定単位×163/1000)							
	(七)介護職員等処遇改善加算(V)(7) (1月につき 十所定単位×163/1000)							
	(八)介護職員等処遇改善加算(V)(8) (1月につき 十所定単位×158/1000)							
	(九)介護職員等処遇改善加算(V)(9) (1月につき 十所定単位×142/1000)							
	(十)介護職員等処遇改善加算(V)(10) (1月につき 十所定単位×139/1000)							
(十一)介護職員等処遇改善加算(V)(11) (1月につき 十所定単位×121/1000)								
(十二)介護職員等処遇改善加算(V)(12) (1月につき 十所定単位×118/1000)								
(十三)介護職員等処遇改善加算(V)(13) (1月につき 十所定単位×100/1000)								
(十四)介護職員等処遇改善加算(V)(14) (1月につき 十所定単位×76/1000)								

：「特別地域夜間対応型訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能。

4 小規模多機能型居宅介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	
			身体拘束止未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	登録者数が登録定員を超える場合又はは	従業者の員数が基準に満たない場合	過少サービスに対する減算	特別地域小規模多機能型居宅介護加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外者に 対して行う場合	要介護1 (10,458 単位)	-1/100	-1/100	-1/100	×70/100	×70/100	×70/100	+15/100	+10/100	+5/100
		要介護2 (15,370 単位)									
		要介護3 (22,359 単位)									
		要介護4 (24,677 単位)									
		要介護5 (27,209 単位)									
	(2) 同一建物に居住する者に対して 行う場合	要介護1 (8,423 単位)									
		要介護2 (13,849 単位)									
		要介護3 (20,144 単位)									
		要介護4 (22,233 単位)									
		要介護5 (24,516 単位)									
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)	要介護1 (572 単位)										
	要介護2 (640 単位)										
	要介護3 (709 単位)										
	要介護4 (777 単位)										
	要介護5 (843 単位)										
ハ 初算加算 (イを算定する場合のみ算定) (1日につき 30単位を加算)											
ニ 認知症加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症加算(Ⅰ)	(1月につき 920単位を加算)									
	(2) 認知症加算(Ⅱ)	(1月につき 890単位を加算)									
	(3) 認知症加算(Ⅲ)	(1月につき 760単位を加算)									
	(4) 認知症加算(Ⅳ)	(1月につき 460単位を加算)									
ホ 認知症行動・心理症状緊急対応加算(イを算定する場合のみ算定) (1日につき 200単位を加算(7日間で換算))											
ヘ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 800単位を加算)											
ト 看護職員配置加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護職員配置加算(Ⅰ)	(1月につき 900単位を加算)									
	(2) 看護職員配置加算(Ⅱ)	(1月につき 700単位を加算)									
	(3) 看護職員配置加算(Ⅲ)	(1月につき 480単位を加算)									
チ 看取り連携体制加算 (イを算定する場合のみ算定) (1日につき 64単位を加算)											
リ 訪問体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 1,000単位を加算)											
ヌ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)	(1月につき 1,200単位を加算)									
	(2) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ)	(1月につき 800単位を加算)									
ル 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(1月につき +100単位)									
	(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	(1月につき +200単位)									
ヲ ロ 認知・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定) (1回につき 20単位を加算(6月に1回を換算))											
リ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 40単位を加算)											
ハ 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	(1月につき 100単位を加算)									
	(2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	(1月につき 10単位を加算)									
ニ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 760単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 640単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 390単位を加算)									
	(2) ロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 25単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 21単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 12単位を加算)									
ホ 介護職員処遇改善加算	30) 介護職員処遇改善加算(Ⅶ)	1) 介護職員処遇改善加算(Ⅶ) (1月につき +所定単位数×149/10000)									
		2) 介護職員処遇改善加算(Ⅶ) (1月につき +所定単位数×146/10000)									
		3) 介護職員処遇改善加算(Ⅶ) (1月につき +所定単位数×134/10000)									
		4) 介護職員処遇改善加算(Ⅶ) (1月につき +所定単位数×106/10000)									
		5) 介護職員処遇改善加算(Ⅶ) (1月につき +所定単位数×130/10000)									
		6) 介護職員処遇改善加算(Ⅶ) (1月につき +所定単位数×121/10000)									
		7) 介護職員処遇改善加算(Ⅶ) (1月につき +所定単位数×129/10000)									
		8) 介護職員処遇改善加算(Ⅶ) (1月につき +所定単位数×118/10000)									
		9) 介護職員処遇改善加算(Ⅶ) (1月につき +所定単位数×103/10000)									
		10) 介護職員処遇改善加算(Ⅶ) (1月につき +所定単位数×101/10000)									
		11) 介護職員処遇改善加算(Ⅶ) (1月につき +所定単位数×88/10000)									
		12) 介護職員処遇改善加算(Ⅶ) (1月につき +所定単位数×117/10000)									
		13) 介護職員処遇改善加算(Ⅶ) (1月につき +所定単位数×110/10000)									
		14) 介護職員処遇改善加算(Ⅶ) (1月につき +所定単位数×71/10000)									
		15) 介護職員処遇改善加算(Ⅶ) (1月につき +所定単位数×86/10000)									
ニ サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 25単位を加算)											
ニ サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 21単位を加算)											
ニ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 12単位を加算)											
特別地域小規模多機能型居宅介護加算、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」											
注 ① 介護職員処遇改善加算は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入											
注 ② イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入											
注 ③ 身体拘束止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。											
注 ④ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。											
注 ⑤ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)については、令和7年3月31日まで適用しない。											

5 認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注		
			活動を行う職員の数及び基準を満たさない場合	利用者の数が増える場合	介護従業者の人数が基準に満たない場合	身体拘束禁止の実施減算	活動者虐待防止措置の実施減算	業務継続計画の実施減算	3ユニットで稼働を行う職員の数等を2人以上とする場合	夜間支援体制加算(Ⅰ)	夜間支援体制加算(Ⅱ)	認知症対応型共同生活介護費	若年性認知症利用者実入加算
イ 認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)	(1) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1 (765 単位) 要介護2 (801 単位) 要介護3 (824 単位) 要介護4 (841 単位) 要介護5 (859 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-10/100			1日につき -50単位	1日につき +50単位			1日につき +120単位
	(2) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要介護1 (753 単位) 要介護2 (788 単位) 要介護3 (813 単位) 要介護4 (828 単位) 要介護5 (845 単位)											
ロ 短期利用認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)※	(1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1 (792 単位) 要介護2 (829 単位) 要介護3 (854 単位) 要介護4 (870 単位) 要介護5 (887 単位) 要介護6 (781 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-1/100			1日につき -50単位	1日につき +50単位			1日につき +200単位 (7日限を 限度)
	(2) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要介護1 (784 単位) 要介護2 (821 単位) 要介護3 (846 単位) 要介護4 (862 単位) 要介護5 (874 単位)											
注 入院時費用			利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定										
注 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1) 死亡日前31日以上45日以下 (1日につき 72単位を加算) (2) 死亡日前4日以上30日以下 (1日につき 144単位を加算) (3) 死亡日前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算) (4) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)										
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を加算)										
ニ 協力医療機関連携加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1) 相談・診療を行う体制を両院確保している協力医療機関と連携している場合 (1月につき 100単位を加算) (2) 上記以外の協力医療機関と連携している場合 (1月につき 40単位を加算)										
ホ 医療連携体制加算			(1) 医療連携体制加算Ⅰ(イ) (1日につき 57単位を加算) (2) 医療連携体制加算Ⅰ(ロ) (1日につき 47単位を加算) (3) 医療連携体制加算Ⅰ(ハ) (1日につき 37単位を加算) (4) 医療連携体制加算Ⅱ (1日につき 5単位を加算)										
ヘ 通院時情報提供加算 (イを算定する場合のみ算定)			(250単位を加算)										
ト 遠隔地相談加算 (イを算定する場合のみ算定)			(400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))										
チ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1) 認知症専門ケア加算Ⅰ (1日につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算Ⅱ (1日につき 4単位を加算)										
リ 認知症チームケア推進加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1) 認知症チームケア推進加算Ⅰ (1月につき 150単位を加算) (2) 認知症チームケア推進加算Ⅱ (1月につき 120単位を加算)										
ヌ 生活機能向上連携加算			(1) 生活機能向上連携加算Ⅰ (1月につき 100単位を加算) (2) 生活機能向上連携加算Ⅱ (1月につき 200単位を加算)										
ル 栄養管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき +30単位を加算)										
ロ 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 30単位を加算)										
ワ ロ経 栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)			(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))										
ヲ 科学的介護連携体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 40単位を加算)										
ヨ 高齢者施設等感染対策向上加算			(1) 高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ (1月につき 10単位を加算) (2) 高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ (1月につき 5単位を加算)										
タ 新興感染症等施設療養費			(1月に1回、連続す65日を限度として 240単位を算定)										
レ 生産性向上推進体制加算			(1) 生産性向上推進体制加算Ⅰ (1月につき 100単位を加算) (2) 生産性向上推進体制加算Ⅱ (1月につき 10単位を加算)										
ソ サービス提供体制強化加算			(1) サービス提供体制強化加算Ⅰ (1日につき 22単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算Ⅱ (1日につき 18単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算Ⅲ (1日につき 6単位を加算)										
①) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) ②) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) ③) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) ④) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) ⑤) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) ⑥) 介護職員処遇改善加算(Ⅵ) ⑦) 介護職員処遇改善加算(Ⅶ) ⑧) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) ⑨) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) ⑩) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) ⑪) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) ⑫) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) ⑬) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) ⑭) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) ⑮) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) ⑯) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) ⑰) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) ⑱) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) ⑲) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) ⑳) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) ㉑) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) ㉒) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) ㉓) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) ㉔) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) ㉕) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) ㉖) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) ㉗) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) ㉘) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) ㉙) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) ㉚) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) ㉛) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) ㉜) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) ㉝) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) ㉞) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) ㉟) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) ㊱) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) ㊲) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) ㊳) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) ㊴) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) ㊵) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) ㊶) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) ㊷) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) ㊸) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) ㊹) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) ㊺) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ)			①) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1日につき、所定単位数×186/1000) ②) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1日につき、所定単位数×178/1000) ③) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1日につき、所定単位数×185/1000) ④) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1日につき、所定単位数×125/1000) ⑤) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1日につき、所定単位数×163/1000) ⑥) 介護職員処遇改善加算(Ⅵ) (1日につき、所定単位数×166/1000) ⑦) 介護職員処遇改善加算(Ⅶ) (1日につき、所定単位数×155/1000) ⑧) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき、所定単位数×155/1000) ⑨) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき、所定単位数×148/1000) ⑩) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき、所定単位数×133/1000) ⑪) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき、所定単位数×125/1000) ⑫) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき、所定単位数×122/1000) ⑬) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき、所定単位数×132/1000) ⑭) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき、所定単位数×119/1000) ⑮) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき、所定単位数×97/1000) ⑯) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき、所定単位数×102/1000) ⑰) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき、所定単位数×98/1000) ⑱) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき、所定単位数×85/1000) ⑲) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき、所定単位数×86/1000)										
※ 短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分天給限度基準額に含まれる。 ※ 身体拘束禁止の実施減算については、0.05を算定する場合は、令和7年1月1日から適用する。 ※ 業務継続計画未実施減算については、感染症の予防及び発生拡大の防止のための強制的な措置及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。 ※ 介護職員処遇改善加算(Ⅶ)については、令和7年3月31日まで適用可能。			※ 療科医師又は療科医の指示を仰いだ養護士が、介護職員に 対する日誌ケアに係る技術的助言 及び指導を月1回以上行っている 場合。										

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

基本部分		注		注	注	注	注	注	注		
		登録者数が定員数を超える場合	定業者の員数が基準を満たさない場合	身体拘束防止未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	過少サービスに対する減算	特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外に対して行う場合	要支援1 (3,450 単位)									
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要支援2 (6,972 単位)	×70/100	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	×70/100	+15/100	+5/100	
ロ 介護予防短期利用居宅介護費(1日につき)		要支援1 (424 単位)									
		要支援2 (531 単位)									
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)		1日につき 30単位を加算)									
ニ 認知症行動・心理症状緊急対応加算(ロを算定する場合のみ算定)		(1日につき 200単位を加算(7日限を限度))									
ホ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 450単位を加算)									
ヘ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 1,200単位を加算) (2) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 800単位を加算)									
ト 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき +100単位) (2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)									
チ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)		(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))									
リ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 40単位を加算)									
ヌ 生産性向上推進体制加算		(1)生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算) (2)生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)									
ル サービス提供体制強化加算		(1) イを算定している場合 (2) ロを算定している場合		(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 750単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 640単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算) (一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 25単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 21単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 12単位を加算)							
ヲ 介護職員処遇改善加算		(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 十原定単位数×149/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1日につき 十原定単位数×146/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1日につき 十原定単位数×134/1000) (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1日につき 十原定単位数×106/1000) (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1日につき 十原定単位数×137/1000) (6) 介護職員処遇改善加算(Ⅵ) (1日につき 十原定単位数×121/1000) (7) 介護職員処遇改善加算(Ⅶ) (1日につき 十原定単位数×125/1000) (8) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 十原定単位数×118/1000) (9) 介護職員処遇改善加算(Ⅷa) (1日につき 十原定単位数×102/1000) (10) 介護職員処遇改善加算(Ⅷb) (1日につき 十原定単位数×101/1000) (11) 介護職員処遇改善加算(Ⅷc) (1日につき 十原定単位数×99/1000) (12) 介護職員処遇改善加算(Ⅷd) (1日につき 十原定単位数×117/1000) (13) 介護職員処遇改善加算(Ⅷe) (1日につき 十原定単位数×89/1000) (14) 介護職員処遇改善加算(Ⅷf) (1日につき 十原定単位数×71/1000) (15) 介護職員処遇改善加算(Ⅷg) (1日につき 十原定単位数×71/1000) (16) 介護職員処遇改善加算(Ⅷh) (1日につき 十原定単位数×68/1000) (17) 介護職員処遇改善加算(Ⅷi) (1日につき 十原定単位数×73/1000) (18) 介護職員処遇改善加算(Ⅷj) (1日につき 十原定単位数×56/1000)									

※ 「特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入

※ 身体拘束防止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

※ 介護職員処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能。

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注		
			夜勤を行う職員の数に基き、必要を満たさない場合	利用者の数が利用定員を超える場合	介護従業者の人数が標準を満たさない場合	身体拘束禁止未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	3ユニットで夜勤を行う職員の員数を2人以上とする場合	夜間支援体制加算(Ⅰ)	夜間支援体制加算(Ⅱ)	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算
イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費	(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 (761 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-10/100	-1/100	-3/100	1日につき -50単位	1日につき +50単位	1日につき +25単位	1日につき +200単位 (7日額を 原簿)	1日につき +120単位
	(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 (749 単位)											
ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費※	(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 (789 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-10/100	-1/100	-3/100	1日につき -50単位	1日につき +50単位	1日につき +25単位	1日につき +200単位 (7日額を 原簿)	1日につき +120単位
	(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 (777 単位)											
注 入院時費用			利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定										
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を加算)										
ニ 遠隔時情報提供加算 (イを算定する場合のみ算定)			(250単位を加算)										
ホ 遠隔時相談援助加算 (イを算定する場合のみ算定)			(400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))										
ヘ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)										
ト 認知症チームケア推進加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1) 認知症チームケア推進加算(Ⅰ) (1月につき 150単位を加算) (2) 認知症チームケア推進加算(Ⅱ) (1月につき 120単位を加算)										
チ 生活機能向上連携加算			(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算) (2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき 200単位を加算)										
リ 栄養管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき +30単位を加算)										
ヌ 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 30単位を加算)										
ル 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)			(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))										
サ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 40単位を加算)										
ワ 高齢者施設等感染対策向上加算			(1) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を加算) (2) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) (1月につき 5単位を加算)										
カ 新興感染症等施設療養費			(1月に1回、連続する5日を限度として 240単位を算定)										
ヨ 生産性向上推進体制加算			(1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算) (2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)										
タ サービス提供体制強化加算			(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)										
ヒ 介護職員等処遇改善加算			注 所定単位数は、イからウまでにより算定した単位数の合計										
			(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×186/1000)										
			(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×178/1000)										
			(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位数×155/1000)										
			(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +所定単位数×125/1000)										
			(一) 介護職員等処遇改善加算(V)(1) (1月につき +所定単位数×163/1000)										
			(二) 介護職員等処遇改善加算(V)(2) (1月につき +所定単位数×156/1000)										
			(三) 介護職員等処遇改善加算(V)(3) (1月につき +所定単位数×155/1000)										
			(四) 介護職員等処遇改善加算(V)(4) (1月につき +所定単位数×148/1000)										
			(五) 介護職員等処遇改善加算(V)(5) (1月につき +所定単位数×133/1000)										
			(六) 介護職員等処遇改善加算(V)(6) (1月につき +所定単位数×125/1000)										
			(七) 介護職員等処遇改善加算(V)(7) (1月につき +所定単位数×120/1000)										
			(八) 介護職員等処遇改善加算(V)(8) (1月につき +所定単位数×132/1000)										
			(九) 介護職員等処遇改善加算(V)(9) (1月につき +所定単位数×112/1000)										
			(十) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) (1月につき +所定単位数×97/1000)										
			(十一) 介護職員等処遇改善加算(V)(11) (1月につき +所定単位数×102/1000)										
			(十二) 介護職員等処遇改善加算(V)(12) (1月につき +所定単位数×89/1000)										
			(十三) 介護職員等処遇改善加算(V)(13) (1月につき +所定単位数×89/1000)										
			(十四) 介護職員等処遇改善加算(V)(14) (1月につき +所定単位数×66/1000)										

※ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分別限度基準額に含まれる。
 ※ 身体拘束禁止未実施減算については、ロを算定する場合は、令和7年4月1日から適用する。
 ※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
 ※ 介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで適用可能。